

運営状況報告書類の提出についてご案内

児童福祉法第 59 条の 2（認可外保育施設の届出）に規定する本市内の本各認可外保育施設の設置者は施設の運営状況の報告が必要となりますので、以下のとおり書類を提出のうえご報告ください。

▼提出書類

1. 認可外保育施設運営状況報告書第 6 号様式及び第 6 号様式別紙 （令和 6 年 10 月 1 日現在）
2. 添付書類
 - ① 有資格者（保育士、看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
 - ② 認可外保育施設指導監督基準第 1 の 2（2）で定める研修（子育て支援員等）の修了者について、修了証書等の研修終了が確認できる書類
 - ③ パンフレットや施設のしおり
 - ④ 施設平面図（面積の記載あり）
 - ⑤ 保険契約書の写し（【25】保険状況加入状況関係）
 - ⑥ 企業主導型保育事業運営費助成決定通知書（※企業主導型保育施設のみ）
 - ⑦ （利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合）利用形態別・年齢別料金がわかる書類
 - ⑧ マatchingサイトを利用する場合、マatchingサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類
 - ⑨ その他、施設の運営状況を把握するうえで参考となる資料（任意）

▼提出方法

報告書の記入漏れ及び添付書類の不足が無いことをご確認のうえ

メールまたは那覇市役所本庁舎 3 階こども教育保育課窓口または郵送によりご提出ください。

提出の際、個人情報の取り扱いにご留意ください。

▼提出期限

令和 6 年 10 月 21 日（月曜日）※必着です。

▼提出及び問い合わせ先

〒900-8585

那覇市泉崎 1 - 1 - 1

那覇市役所こどもみらい部こども教育保育課

指導グループ認可外保育施設担当（運営状況報告提出） 宛

電話番号：098-861-2113

メールアドレス：KM-KYO142@city.naha.lg.jp

（KM の次はハイフンです）

※「記載上の注意」をよく読み、記入漏れ及び書類の添付漏れにご留意ください。